別紙５

意見公募要領

１　意見公募対象

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等（新たなユニバーサルサービス制度に係る規定の整備）

２　意見公募の趣旨・目的・背景

第217回国会において成立し、令和７年５月28日に公布された電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第46号）は、近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保するため、必要な措置を講ずるものです。

ユニバーサルサービス制度の具体的内容等については、令和７年７月より総務大臣から情報通信審議会に対し、「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」について諮問がなされ、令和８年７月に「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 三次答申案」が同審議会において取りまとめられました。本件は、以上の答申案を踏まえ、所要の規定を整備するため、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）等の一部を改正するものです。省令案等の概要は別紙１のとおりです。本改正案について、令和８年８月29日（土）から同年10月２日（金）までの間、意見募集を行います。

３　資料入手方法

総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp）の「報道資料」欄に掲載するほか、e-Gov（https://www.e-gov.go.jp）の「パブリック・コメント」欄に掲載します。

４　意見の提出方法

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）・（３）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）e-Govを利用する場合

e-Gov（https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public）の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールアドレス：univ"atmark"ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課 宛て

※スパムメール防止のため「@」を「"atmark"」としております。送信の際には恐れ入りますが、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いします。

※電子メールで意見を提出する場合は、上記のメールアドレスを宛先に入れた上で

お送りください。
※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（１）のe-Govを極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。
※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。）。
※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

（３）郵送する場合

〒100-8926　東京都千代田区霞が関２－１－２
総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 基盤整備促進課　宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。
〇ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVD-RW
〇ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）
〇ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。
なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

５　意見提出期間

令和８年８月 29 日（土）から同年 10 月２日（金）まで（必着）
※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

６　留意事項

・意見が 1,000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載します。
・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集の対象以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示する

ことがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。

・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課
担 当：本村課長補佐、廣瀬課長補佐、青木係長、中里主査、大畑係長、佐々木官、西内官
電 話：03-5253-5817
電子メールアドレス：univ″atmark″ml.soumu.go.jp
※迷惑メール防止のため、「@」を「″atmark″」と表示しています。
メールをお送りになる際には、「″atmark″」を「@」に直してください。

意　見　書

令和　　年　　月　　日

総務省総合通信基盤局
　電気通信事業部　基盤整備促進課　宛て

郵便番号
（ふりがな）
住所（所在地）
（ふりがな）
氏名（法人又は団体名）（注１）
電話番号
電子メールアドレス

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等（新たなユニバーサルサービス制度に係る規定の整備）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注１　法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。
注２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

※該当箇所を必ず明記してください。

該当箇所	御意見